

高松市創造支援センター 使用者募集要項

申込期間：令和7年6月2日（月）～令和7年6月23日（月）

高松市では、創造性に富む発想や独自性のある技術を活用した新規事業者等を支援することを目的として高松市創造支援センターを設置しており、この度、創造支援室5の使用者を募集します。

1 施設の概要

施設名称	高松市創造支援センター
所在地	高松市番町一丁目5番1号 四番丁スクエア内（旧四番丁小学校跡施設南北棟1階） ＪＲ高松駅から徒歩約15分、ことでん瓦町駅から徒歩約10分 ことでんバス五番町バス停下車徒歩約1分、ことでんバス市役所前バス停下車徒歩約1分
募集する創造支援室	創造支援室5 面積8.9㎡
使用料（月額）	創造支援室5 6,970円 ※共益費込み ※使用料は高松市創造支援センター条例に基づく
使用料以外の使用者の負担	(1) 創造支援室に係る電気使用料 (2) 電話の設置費用及び通話料 (3) インターネットの加入契約料及び使用料 (4) 設備、備品等の設置及び撤去に係る費用
仕 様	(1) 電 源 有（コンセント差込口（創造支援室5）6個） (2) 電話回線 有（電話の設置費及び通話料は自己負担） (3) インターネット回線 要相談 （インターネット回線事業者・プロバイダーの指定有り。加入契約料及び使用料は自己負担。） (4) 空 調 有（電気料金は自己負担） (5) 防犯設備 有（各部屋に機械警備付） (6) 床 板フローリング（ウレタンクリア塗）
使用形態の基準 （いずれかに該当する場合は使用できません。）	(1) 店舗又は物品を保管する倉庫として使用する場合 (2) 騒音、振動、臭気、排煙等を発生させ、他の使用者及び近隣住民に迷惑を及ぼす場合 (3) 銃砲、刀剣類又は爆発若しくは発火の恐れのある危険物を使用し、搬入し、若しくは保管する場合 (4) 公序良俗に反する場合

2 施設の利用条件

使用開始 (予定)	創造支援室5 令和7年9月から
使用期間	3年以内 (ただし、市長が必要と認める場合は、審査の上、1年を超えない範囲で期間延長が可能となり、使用期間は最長で4年となります。)
その他	(1) 使用料の滞納や、センターを長期に渡って使用しなかったり、センターの利用条件を守れなかったりする場合又はセンターの管理上支障があると認められるときは、退出していただきますので、あらかじめ御了解ください。 (2) 専用の駐車場はありませんので、最寄りの有料駐車場を利用してください。 (3) 各部屋に、机等の備品はありません。 (4) 創造支援室への不特定の来客を前提とした店舗として使用することはできません。

3 申込みの要件

応募資格 (全てを満たすことが必要です。)	(1) 創造性に富む発想又は独自性のある技術を活用し、本市の産業振興に寄与すると認められる事業を新たに営もうとする者又は当該事業を開始してから5年を経過していない者であること。 (2) 創造支援室の使用期間満了後、本市の区域内において、引き続き(1)の事業を行う意思を有する者であること。 (3) 次に掲げる者に該当しないものであること。 ①センター内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者 ②センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者 ③その他センターの管理上支障があると認められる者 (4) 創造支援室の使用形態が近隣住民の生活環境及び他の使用者の創造支援室の使用に支障がないと認められる者であること。 (5) 既に創造支援室の使用許可を受けている者でないこと。 (6) 市町村民税を滞納していない者であること。
--------------------------	---

4 使用予定者の選定

選定方法	(1) 学識経験者等による使用審査委員会で審査を行い、使用予定者を選定します。 (2) 使用審査委員会は、 令和7年7月 に開催予定です。日程が決まり次第、申込者に別途連絡します(場合によっては、令和7年8月開催となる可能性があります。) (3) 審査は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによって行います。 (4) 選考結果につきましては、文書により申込者に通知します。異議については、一切応じられませんので、御了承ください。 ※使用予定者として決定された方は、別途、使用許可の申請手続きを行う必要があります。
------	---

5 申込書類

必要書類 (各 1 部)	(1) 高松市創造支援センター創造支援室使用申込書（市所定の様式） (2) 事業計画書（市所定の様式） (3) 事業概要書（市所定の様式） (4) 代表者履歴書（市所定の様式） (5) 直近の確定申告書の写し等（法人の場合は決算書の写し等） (6) 滞納無証明書（市町村民税の滞納がないことの証明書） ※法人の場合、法人の滞納無証明書 (7) その他市長が必要と認める書類 ※上記の市所定の用紙については、高松市ホームページ「もっと高松」からダウンロードできます。【もっと高松TOP→事業者の方へ→創業支援→高松市創造支援センターの利用者を募集します！】
-----------------	---

6 申込方法等

募集締切	令和 7 年 6 月 2 3 日（月） 1 7 時 必着
申込方法	次の(1)～(3)のいずれかの方法でお申し込みください。 (1) 郵送 (2) メール (3) 高松市産業振興課窓口へ持参 ※郵送の場合は、書留郵便で送付してください。 ※メールの場合、受信可能なデータ容量は 5MB 以下となりますので、超過する場合は、分割又は圧縮してお送りいただくか、郵送又は持参にて御提出ください。受信確認のため、メールを送信した旨を募集締切日時までに高松市産業振興課に電話連絡してください。
書類提出先 お問合せ先	〒 7 6 0 - 8 5 7 1 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号 高松市 創造都市推進局 産業経済部 産業振興課 担当：立山・寶田 TEL 087-839-2411 FAX 087-839-2440 e-mail: shoukou@city.takamatsu.lg.jp 受付時間：平日 8 時 3 0 分～ 1 7 時

7 参考(高松市創造支援センター平面図)

